第５回住民会議意見概要（教育部会）

日時：平成 28 年 9 月 1 日（木）19：10～21：00
場所：3 階　庁議室

■基本計画案に関する意見

・南風原小学校では４年生を対象に携帯とモラルについて講習会をした。多くが参加できるよう学年レクの前に実施した。講習会だけだと参加が少ないので。
・携帯を持っているのは保護者が共働きで忙しい。スマホに子守りをさせるような、育児放棄している家庭の方が、スマホなど持っているような気がする。

1.安らぎと豊かな人間関係、生きる力を育む、家庭教育

・家庭教育について、公民館講座を通じた実施以外に何ができるのか。
・高校の PTA の全国大会でスマホの分科会に参加した。高校生、保護者、教員でのパネルディスカッションで高校生が「スマホは学生の方が詳しいので任せてほしい。学校で利用モラルなど学生に教育してくれれば、親に対しては子どもから伝える。」と言っていた。親は家庭でのルールを考え、子どもに教えられるようになったら良いと。
・スマホを子どもに与える際、フィルタリング、ペアレンタルコントロール、家庭内のルールづくりなどが必要。
⇒ネットの危険性とルール等について、学校側で位置づける内容と、家庭教育で必要となる内容を分け、両方に明記する内容を検討する。

2.地域に学び、地域を愛する人を育む、ふるさと教育

・特に意見なし

3.個性を伸ばし、豊かな心と健やかな体を地域と育む、学校教育

・携帯電話、インターネットについては学校教育で明記するべきではないか。親が理解していない場合が多いと思う。学校側での取り組みが大事。もしかすると数年後にはタブレットを使った授業が中心になっているかもしれない。
・今の子どもは情報端末に当たり前に接している世代。親よりも詳しい。親はインターネット等に潜む危険性が分からない。学校で危険性について教えてほしい。家庭だけでは限界がある。

・学校では低学年（小学３年生を対象）にも講習会を行った。その年齢でスマホを持っている子どもがいる。
・今は携帯ゲーム機がネットにつながる。親はその通信環境（携帯電話やスマホ等）を与えている意識が無くても子どもは通信でやり取りをし始める。３DS や ipad など。
⇒スマホなど、インターネットの危険性、モラルなどについて学校では生徒及び保護者に対して学ぶ機会を積極的に設けている。ただどれだけ学校で教育しても、家庭でスマホ利用ルールを設けなければ（利用制限をしなければ）意味がない。
⇒中学校の保護者向けでは、スマホや PC、ゲーム機など機能制限のかけ方、想定されるトラブル等について講演会を実施している。

・子ども知識の探求などでは、うまく使える技術でもあるはず。だからこそ早い段階から、できれば小学１年生くらいからネット利用については教える必要がある。
・「携帯電話端末」など、表現には注意が必要。インターネットやパソコンなどは良いが、スマホという単語は、５年後使わなくなっている可能性もある。
・保護者会などに来ない親はどうやっても来ない。高校生になれば、学生から保護者に伝えるというルートも重要かもしれない。きちんと学生に教育する。小中学生の場合には違うかもしれないが。
・沖縄県は「親のまなびあいプログラム」という無料使えるツールを用意している。10 名前後のグループをつくり、各家庭で実施している内容をもとに議論しながら、学びあいをする内容。
・県が実施する「家庭教育支援アドバイザー」養成講座を先日受けた。教員を含め 70 名ほどが参加していた。年に３回は学校から通知があって、家庭教育支援アドバイザーの講座に参加する機会があると思う。
・沖縄県でも家庭教育にどう踏み込むのか難しい課題ではあるが、３～４年継続していうるのでそれにならってある程度のことはできる。
・広く保護者に意識付けを行うにはどのようにすべきかについて。三者面談で周知を図るなど、先生と連携しながらの情報提供や周知の方法はあると思う。

・薬物等についても専門家を通じて、しっかりと教育できる学校が教えて欲しい。
・飲酒、喫煙、薬物など非行については、第３金曜日の夜間パトロールを地域と連携して実施している。必要があるから実施していると思うので基本計画にも明記するべきだと思う。
・年１回は青少年の健全育成に関する大会も実施していると思うが、行政ではどこが管轄しているのか。
・学力に関するものは学校教育課の管轄。夜間パトロールは総務課の管轄になる。青少年の健全育成について小中学校の場合は教育委員会の管轄になる。

・夏休みの前などに、地域ぐるみで子どもの健全育成のための大会を実施している。
・こどもに対する健全育成に関するものは学校で当たり前のこととして実施しているが、
　何か問題等が発生した場合の具体的な対応については「こども課」が実施している。
⇒相談に関する内容の部分に「こどもの非行」に関する表現の追加を検討する。